



世田谷薬剤師会におけるジェネリック医薬品の使用促進の取り組みについて

一般社団法人世田谷薬剤師会 会長 富田 勝司
世田谷区管理センター運営委員会

1. 世田谷区の概要

まずは世田谷区の概要から説明させていただきます。世田谷区は東京都23区の西南端にあり、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれに接し、さらに多摩川を挟んで神奈川県川崎市と向かい合っています。

平成30年6月時点での住民基本台帳によると、人口906,354人、世帯数478,608世帯であり、東京23区では、人口、世帯数ともに第1位、人口密度は14位で、現在も緩やかな増加傾向にあります。

2. 世田谷薬剤師会について

その世田谷区の中には現在、一般社団法人世田谷薬剤師会（世田谷、北沢地域）と、一般社団法人玉川砧薬剤師会（玉川、砧、烏山地域）の二つの薬剤師会があり、それぞれ会員数137名、178名、会員薬局店舗数111店舗、127店舗でお互いに協力し合い行政、医師会、歯科医師会等と連携を取り業務を行っています。

今回は世田谷薬剤師会の話になりますが、基本方針は、世田谷区民の福祉・厚生増進と会員の薬学薬業の進歩・発展ならびに医薬分業の推進と会員相互の親睦を図ることを主な目的として設立された団体です。



3. 世田谷薬剤師会のジェネリック医薬品への取り組み

(1) 概況

高齢化と人口減少が加速し、医療技術の進歩等で国民の医療費は年々増加にある中で社会保障制度を長期的に揺るぎない制度とすることが最重要課題になっています。その状況において国民皆保険制度の維持にジェネリック医薬品の使用促進が一つの手段となっています。「経済財政運営と改革の基本方針2017」

では、2020年9月までに後発品の使用割合を80%にする案が示されました。

最近の世田谷区におけるジェネリック医薬品の使用割合は、平成29年度3月時点では、64.2%であり、東京都の平均68.5%、全国平均73%かからやや遅れています。平成30年12月の時点でも70%、東京都の平均73%、全国平均77%で同様の状況です。

(2) 世田谷区管理センターの役割

①管理センターの概要

このような状況の中で世田谷薬剤師会としては、2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合80%の目標が達成出来やすい環境作りを会員薬局に対して行っておりますが、その一つが管理センターの役割・運営です。

世田谷区管理センターは世田谷薬剤師会が独自で運営している世田谷薬剤師会会員のための施設であり、昭和55年2月に開設しました。当時は医薬分業が現在のように進んでおらず、処方箋発行枚数も少ない状況の中で、会員薬局が薬の無い状態を少しでも減らし、患者様にご迷惑をかけないために薬剤の小分け業務を中心とした備蓄センター機能を持った施設として開始しました。現在に至っては、面分業がさらに推し進められ、またジェネリック医薬品への変更を推進する上で会員薬局の在庫・備蓄の負担を減らし患者様へ迅速かつ確実に医薬品をお届けする上で大変役立つ存在になっています。



②管理センターの採用品目

現在の取り扱い医薬品数は約3,000品目であり、そのうちジェネリック医薬品については延べ10社、約930品目を採用しております。年2回のジェネリック医薬品薬価収載が行われる中で、新しく収載された医薬品は仮備蓄として3ヶ月間在庫をしておき、会員薬局からの発注が出た時点で本採用としています。新規収載で数種類から数十種類収載されるジェネリック医薬品の採用については、複数社より採用しています。

③管理センター採用品の採用基準

医薬品の採用については管理センター運営委員会で審議し理事会にて決定しています。主な採用基準は以下のようになっています。

- 安定供給
- 適応症が先発品と同一、又は同一予定になるもの。

- 品質、原薬の原産国等の情報が開示されている。
- メーカー・卸からの情報提供が頻繁にあること
- その他

④管理センターの受注および配送

会員薬局からの受注について錠剤は1錠単位、散剤は5グラムから、外用剤も5グラムから受注しており、会員薬局の不良在庫をなるべく少なくするようにしております。

受注を受けた医薬品について平日は、午前・午後の2便、土曜日は午前の1便でルート配送をしております。

(3) 勉強会・研修会

学術情報活動としては会員の職能向上のため、ほぼ毎月医療機関・介護事業所・メーカー等に依頼して講演勉強会を企画開催しておりますが、最近ではジェネリック医薬品メーカーとの共催でジェネリック医薬品の製剤設計・開発等（より服用しやすい剤型。味覚等）についての勉強会も企画しています。



(4) 薬の無料相談におけるジェネリック医薬品の推進

行政（世田谷区）との共催で年に4回程度、世田谷区民を対象とした薬の無料相談会を行っていますが、その中でもポスター、リーフレット等を使用してジェネリック医薬品の使用促進を行っています。



最後に

ジェネリック医薬品の使用促進を取り組むうえで、医薬品の安定供給、品質の確保は絶対であり、販売の中止、最近での原薬への異物混入等による製品の回収等が今後起こらないよう取り組んでいただきジェネリック医薬品数量シェア80%時代に向けてお互いに取り組んでいきたいと思っております。